

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車使用者及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度の強化を盛り込んだ改正道路運送車両法（平成15年4月施行）の的確な運用に努める。

ウ 自動車分解整備事業の適正化、近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、その具体的な実施事項の推進を指導する。また、自動車分解整備事業者における設備の近代化や経営管理の改善等への支援を行う。

エ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応していく必要があることから、実態調査等を通じ自動車整備業の現状について把握し、今後、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応していくための技術の高度化等について検討する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により整備要員の技術の向上を図る。

さらに、新技術が採用された自動車の整備や自動

車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度を活用する。

4 リコール制度の充実

設計等に起因する基準不適合自動車について、リコールに係る不正行為の再発を防止するため、メーカーからの定期報告の義務づけ、自動車不具合情報ホットラインのユーザーへのPR等情報収集体制の強化、疑義あるメーカーへの集中監査、ディーラー監査の充実等監査体制の強化、安全性に疑義のある自動車に対して交通安全環境研究所等において現車確認、試験を実施するなど技術的検証体制を強化することにより、リコールの迅速かつ確実な実施を図り、自動車等の安全確保について製作者等の指導監督の徹底に努める。

5 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車に係る型式認定制度を活用する。また、自転車利用者に対し定期的に自転車安全整備店において点検整備を受ける気運を醸成するとともに、点検整備の確保及び自転車の正しい利用方法等の指導を目的とした自転車安全整備制度の拡充を図り、併せて付帯保険により被害者の救済に資することを目的とするTSマークの普及に努める。さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

第5節 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等

(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

ア 悪質・危険性、迷惑性の高い違反に対する指導取締りの強化

一般道路においては、可能な限り多くの警察官を街頭に配置し、指導取締り活動を積極的に推進す

る。特に飲酒運転、無免許運転等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反や幹線道路の交差点における駐車違反等迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを強化するとともに、夜間における指導取締りを徹底する。

また、運転中の携帯電話使用等違反に対する指導

取締りを強化する。

さらに、事業活動に関してなされた過積載運転、最高速度違反、放置駐車及び過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を行うとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令等を行い、この種の違反の防止を図る。

イ 自転車利用者に対する指導取締り

自転車利用中の交通事故及び自転車利用者による危険・迷惑行為を防止するために、無灯火、二人乗り、信号無視、一時停止及び歩行通行者に危険を及ぼす違反等に対して、積極的な指導警告を行う。これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を講じる。

(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることにかんがみ、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的なパトロール等を実施することにより、違反の未然の防止及び交通流の整序を図る。

また、交通指導取締りは、悪質・危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、過積載、過労運転、路肩走行、通行帯違反等の取締りを強化するほか、改正道路交通法を踏まえ、自動二輪車二人乗り禁止規定に違反する運転者に対する指導取締りを積極的に推進する。

(3) 科学的な指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化を図るとともに、取締り用装備資器材の改良等科学技術の進歩に対応した研究開発に努めるなど、交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な指導取締りを推進する。

2 交通犯罪捜査及び交通事故捜査体制の強化

(1) 専従捜査体制の強化等

警察では、ひき逃げ事件その他交通犯罪の捜査及び交通事故捜査を適正かつ迅速に行うため、捜査員の捜査能力の向上に一層努めるほか、専従捜査員等

の確保等捜査体制の強化に努める。

検察庁では、交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制を強化するため、専従職員の捜査能力の向上に努めるとともに、適正な立証活動を行うための捜査機材、資料の収集整備等の充実を図る。

(2) 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

初動捜査体制及び科学的捜査体制を強化するため、専門的交通事故捜査員の育成及び事故処理車その他の車両、交通事故自動記録装置等の鑑識用装備資器材、交通事故捜査支援システム等の整備を推進する。

3 暴走族対策の強化

「暴走族対策の強化について」(平成13年2月5日暴走族対策関係省庁担当課長等会議申合せ)に基づき、関係機関・団体の緊密な連携の下に、暴走族対策を強力に推進する。

(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため、地方公共団体における「暴走族根絶条例」等の制定及び運用に協力するとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、凶悪化する暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「暴走族加入防止教室」などの指導等を促進する。さらに、関係団体等との連携の下に、暴走族相談員制度を創設し、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を徹底する。暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性にかんがみ、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。

学校教育においては、生徒一人一人の能力、適性等に応じた適切な教育が実施できるように学校・家庭・地域社会の連携と適切な役割分担を進めていく中で、教育課程の編成・実施について更に徹底するとともに、生徒指導の充実に努める。

また、高等学校等においては、二輪車を利用する生徒を中心に、運転の実技を含む安全運転指導の強

化を図るなど生徒に対する交通安全教育の充実を図る。

(2) 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、い集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくり及び公安委員会による交通規制を積極的に行う。

また、事前の情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。

(3) 暴走族に対する指導取締りの強化

暴走族取締りの体制及び装備資器材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、罰則が強化された共同危険行為等の禁止違反を始めあらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不法改造車両の取締りを行う。

さらに、複数の都府県にまたがる広域暴走族事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都府県警察相互の捜査協力を積極的に行う。

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、厳正な処分が行われるよう

努める。

また、暴力団とかかわりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

少年院送致決定を受けた暴走族少年あるいは保護観察に付された暴走族関係事犯者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた個別処遇及び集団処遇に努める。

さらに、暴走族に対する運転免許の行政処分を迅速・的確に行うとともに、処分者講習では、若年者の特別学級を編成するなど、再犯防止等のための講習内容の充実に努める。

暴走族問題が地域社会に深くかかわる問題であることにかんがみ、都道府県及び市町村に設置されている「暴走族対策会議」の下に、暴走族対策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」の設置を促進する。

(5) 車両の不正改造の防止

暴走行為等を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、自動車検査の確実な実施に加え、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査の強化等による「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開する。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度の強化を盛り込んだ改正道路運送車両法（平成15年4月施行）を的確に運用し、不正改造車の排除に努める。

第6節 救助・救急体制等の整備

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助工作車等救助資機材の計画的な整備を推進し、救助活動の円滑な実施を期する。

救急出場件数については、近年高齢化の進展等により増加傾向にあることから、必要な資機材の配備

や救急救命士を含む救急隊員の確保を促進し、救急活動の適切な実施を図る。

(2) 救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実

交通事故等に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急救命士の養成・配置等の促進、救急救命士が行う救命処置範囲の拡大（医師の具体的指示なしでの除細動、医師の具体的指示に基づく気管